別紙

指定更新時確認事項届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定給水装置工事事業者番号 | | 第　　　　　号 |
| 氏名又は名称 |  | |

**〔記載上の注意事項〕**

・それぞれの項目ごとに、必要な箇所をチェックし、又は必要事項を記載してください。

・「公表の可否」欄は、記載する内容の公表について可否どちらかにチェックをしてください。どちらにもチェックがない場合は、「可」として取り扱います。「可」の場合、記載内容をホームページ等に掲載することがあります。また、「可」であっても、掲載しないこともあります。

・③及び④で記載する個人氏名については、公表の対象とはなりません。

・③又は④で記載する行数が不足する場合は、コピー等により対応してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内） | |
| 公表の可否 | 受講年月日（該当するものを☑してください。）  □　受　講（　　　　　年　　　月　　　日）・　□　未受講  ※受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。 |
| □ 可  □不可 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ② 業務内容 | | |
| 公表の可否 | 確認項目 | |
| □ 可  □不可 | 休業日 |  |
| 営業日・営業時間 |  |
| 修繕対応時間 |  |
| □ 可  □不可 | 漏水等修繕対応の可否（対応可能なものを☑してください。）  □　屋内給水装置の修繕　　　□　埋設部の修繕  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| □ 可  □不可 | 対応工事種別（対応可能なものを☑してください。）  配水管からの分岐～水道メーター　　□新設　　□改造  水道メーター　　～宅内給水装置　　□新設　　□改造 | |
| □ 可  □不可 | その他（自由記載欄） | |

※　業務内容に変更が生じた場合は，速やかにその旨を届け出てください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内） | | |
| 受講者氏名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表の可否　　　□可　　□不可 | | |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

〇水道法施行規則(抄)

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

　四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ④ 過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況　　　　 過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。 | | | | | |
| □ | 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要  （チェックした場合は、以下記入不要です。） | | | | |
| 技能を有する者の氏名  （公表対象外） | | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか。 | 資格等を有しているか | | 工事  年度 |
|  | 保有している資格等※ |
|  | | □有　　□無 | □有　□無 |  |  |
|  | | □有　　□無 | □有　□無 |  |  |
|  | | □有　　□無 | □有　□無 |  |  |
|  | | □有　　□無 | □有　□無 |  |  |
|  | | □有　　□無 | □有　□無 |  |  |
| 上記内容の公表の可否　　　□可　　□不可 | | | | | |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

①　水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）

②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

〇水道法施行規則(抄)

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

　二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。